## 第1. 自己紹介―――本レジメ第1章

- 昭和24年(1949年) 愛媛県松山市生まれ。
  昭和42年阪大法入学。昭和46年卒業。
  昭和47年司法修習生。昭和49年大阪弁護士会(26期)
- 2. 仕事内容 本レジメ第1章
  - ①一般民事事件が中心。
  - ②登録後、公害事件がライフワーク
  - ③昭和59年以降、都市問題に熱中
  - ④その他、執筆(出版、論文)、講演など
- 3. 都市問題に関する主な活動――本レジメ第1章
- 4. 大震災 (平成7年1月17日) 後の震災復興まちづくりの活動 ------本レジメ第8章
- 第2. 本日の講演の狙い、獲得目標
  - 1. まちづくり法、都市法とは何か? どんな分野の法律か?
  - 2. まちづくり法はどのような政治、経済、社会問題に、 どのように結び付くのか?
  - 弁護士として、それらにどう向かい合い、いかなる役割を果すことができるのか?
    ⇒これを考えるきっかけをつかむ事。

## (各論)

- 第1. まちづくり法とは何か――本レジメ第2、3章
  - 1. まちづくりの法律、制度、政策とは何か、それをどうとらえるか。 個々の条文の解釈(学)ではなく、トータルなまちづくりに関する体系を とらえることの重要性
  - 2. まちづくり法を歴史的区分の中で、ダイナミックにとらえることの重要性 ----本レジメ第4章 政治権力、経済情勢、文化風俗、民主主義の成熟度などとの関連
  - 3. 各法律の理解

計画法、規制法、事業法などの体系的位置づけの中で、各法律を理解すること。また要綱・通達、補助制度などの重要性

①都市計画法――本レジメ第5章

- ②土地区画整理法――本レジメ第6章
- ③地区計画 ------本レジメ第7章

## 第2. どんな問題に結びついているか

- 1. 土地問題——本レジメ第9章 まちづくりの問題の最大の論点は土地問題。 バブル、不良債権、金融再生、土地基本法、土地政策、土地の有効利用 、土地利用計画など
- 2. 行政改革 本レジメ第10章 日本型システムの限界と改革。 橋本行政改革(1996年)の開始 2001年1月から新体制スタート。
- 3. 地方分権 本レジメ第11章 1993年から動き。地方分権推進法。地方分権推進委員会。 第1次から5次までの勧告。 1999年7月地方分権一括法の成立 一括法によるまちづくり法の改正 2000年4月施行。なにがどう変わったか。
- 4. 金融ビッグバン――本レジメ第12章 自由競争と自己責任の原則。 1993年日米構造協議。保険分野の自由化。 1999年は保険業界の「再編元年」。 銀行金融メガ再編。

## 第3. 弁護士として何ができるか?何をすべきか?

- 立法・政策立案について
  都市計画法の改正問題。地方分権一括法の成立問題。
  行政改革の実施。など弁護士は法律専門家でありながら実は知らない。
  ⇒五十嵐らによる真鶴町の実験(美の条例)など
- 2. 行政のアドバイザーとして これから大きな役割あり。(ex. 真鶴町)
- 3. 各種審議会委員として 都市計画審議会の委員など重要な役割あり。
- 4. 震災復興まちづくりに関して ――本レジメ第8章 復興計画の立案、意見陳述。行政・コンサル・学者との共同作業。 都市計画法制についての住民への啓蒙活動。

5. 一般的な地区のまちづくりに関して(マスタープランや地区計画の策定 など)

地区住民の一人として、地区計画や市町村マスタープランの作成に 関与

- 6. まちづくり協議会への専門家としての参加 震災復興まちづくりで、はじめて弁護士が体験。
- 7. マンションの再建、マンション建設紛争などに関して 建築紛争には従前から弁護士が関与。しかし再建問題については、 震災後はじめて弁護士が関与。大きな役割を果たした。
- 8. 市民、国民に対するまちづくり法についての啓蒙活動 きわめて不十分。なぜなら弁護士自身が不知、不勉強。 また、まちづくり法が複雑、難解すぎて理解困難。
- 9. 市民オンブズマン、NPOなどのリーダーとして 一今までも弁護士が大きな役割を果たした。今後さらに広がる見込み。
- 10. その他

### 第4. 一例としての坂和流の紹介

- 1. 坂和のやってきた都市問題への取り組み 一本レジメ1、8章
- 2. 都市問題検討の視点 ―レジメ14章
- まとめ-なぜ弁護士として都市問題、土地問題に関与するか
  本レジメ15章

## 第5. まとめ

- 1. まちづくりの分野で弁護士が社会的に果たすべき役割は多い。 なぜなら、まちづくりは政治、経済、社会、文化情勢と直結しているから。
- 2. 弁護士としてどういう視点で取り組むかも、幅が広い。
- 3. 各人の好きなスタンスでまちづくりの領域で活躍してほしい。

## 平成12年9月11日

# 行政問題委員会

# 「まちづくりと弁護士の役割」

# -----行政分野への職域拡大に向けた試み-----<本レジメ>

弁護士 坂 和 章 平

《目 次》

第1章 自己紹介

第2章 都市法制のしくみ

第3章 都市法(まちづくり法)体系化の試み

第4章 都市法の時代区分

第5章 都市再開発法によるまちづくりとは

第6章 土地区画整理法によるまちづくりとは

第7章 地区計画とは

第8章 震災(1995・1.17)復興まちづくり

第9章 土地バブルの発生と崩壊

第10章 行政改革を考える

第11章 地方分権法の成立とまちづくり法

第12章 金融ビッグバン

第13章 映画評論

第14章 都市問題検討の視点

第15章 まとめ

(参考文献 リスト)

《資料》

- ① 朝日新聞 1995 (平成7) 年2月10日掲載 『論壇』
- ② 朝日新聞 1998 (平成10) 年5月12日掲載 『論壇』
- ③*o* 1 ∼ 5

朝日新聞 1995 (平成7) 年9月6日~10月8日掲載 『まちづくりの処方せん①~⑤』

- ④ 大阪新聞 1996 (平成8) 年1月18日掲載 『復興まちづくりの現状と課題』
- ⑤ 弁護士の目でみる「映画評論」―『レインメーカー』
- ⑥ 再開発コーディネーター 第68号(1997年)掲載『鎌田慧氏の復興「山分け」論をどうみるか』
- ⑦ 再開発コーディネーター 第69号(1997年)掲載 『震災復興まちづくりの現局面と・・・』
- ⑧ 区画再開発つうしん No321(1996年)掲載 『被災地復興にみるまちづくり協議会の意義と展望』
- ⑨ 『まちづくり実務体系』目次(坂和章平・共著 1996年 新日本法規出版)
- ⑩ 産経新聞 1996(平成8)年3月3日掲載『住専問題と司馬遼太郎氏』

### ――坂和の活動からみた都市問題

- 第1. はじめに(自己紹介)
  - 1. 昭和24(1949)年、愛媛県松山市生まれ。中学・高校を松山で過ごす。
    - ① 松山は司馬遼太郎「坂の上の雲」の舞台 (明治日本の中で秋山好古・真之兄弟+正岡子規を主人公としたベスト セラー)
    - ② 人口30万人の地方都市の良さ
      - ・道後温泉

- ・きれいな街(城山・観光地)
- ・便利(買物、映画、遊び)・社会資本充実(学校など)
- ③ 進学校(6年制一貫教育、男子校)の良いところ・悪いところ
- 2. 昭和42(1967)年·阪大法学部入学、昭和46(1971)年·阪大法学部 卒業。
  - ① 70年安保(佐藤首相訪米阻止)
  - ② 学生運動(全学封鎖、東大安田講堂事件)
  - ③ 団塊の世代
- 昭和47(1972)年・司法修習性(26期)、昭和49(1974)年・大阪弁 護士会登録。
  - ① 司法試験の勉強 ② 「労ベン」とは? ③ 公害問題
  - ④ 消費者問題⑤ 都市問題
- 4. 坂和弁護士の仕事内容
  - ① 一般の弁護士業務は一般民事中心。事件数は多い。
  - ② ライフワークは都市問題・都市計画・まちづくりの領域。
  - ③ 執筆活動(出版、論文)
  - ④ 講演
- 5 都市問題に関する主な活動

昭和57年8月 大阪モノレール訴訟提起→平成6年完了

→平成7年4月『ルートは誰が決める?-大阪モノレ

ール訴訟顛末記』出版

昭和59年5月 大阪駅前ビル商人デモ――大阪駅前問題研究会参加

→昭和60年『苦悩する都市再開発』出版(共著)

昭和59年9月 阿倍野再開発訴訟提起

昭和62年7月 『岐路に立つ都市再開発』出版

平成2年3月 『都市づくり・弁護士奮闘記』出版

平成3年10月 門真土地区画整理訴訟提起

平成7年8月 『震災復興まちづくりへの模索』出版

平成8年5月 『まちづくり法実務体系』出版

### 6. 震災直後の対応

- ① 平成7年1月17日の大震災直後から復興まちづくりの方向を模索
- ② 平成7年2月1日 都市問題研究会有志で「緊急アピール」発表 →多様なメニューの設定と上モノの整備を目指す
- ③ 平成7年2月10日 朝日新聞「論壇」投稿 ——資料①
- ④ 平成7年3月~ 各地のまちづくり協議会の活動の学習・現地 調査
- ⑤ 平成7年3月~4月 日経流通新聞「街づくり 私の視点」(7回) 連載
- ⑥ 平成7年8月1日 「震災復興まちづくりへの模索」(共著)出版 →都市計画決定をめぐる行政と住民の対立の分析とその解決方向 の模索
- ⑦ 平成7年9月~10月 朝日新聞「まちづくりの処方せん」 (5回連載) ―資料③の1~5
- ⑧ 平成7年9月 芦屋中央地区まちづくり協議会の顧問就任・活動 - 資料④
- ⑨ 平成8年8月 「芦屋中央地区の皆様へのアピール (1) (2)」出版
- ⑩ 平成9年7月 「岐路に立つ芦屋中央地区」出版
- ⑪ 平成10年5月12日朝日新聞「論壇-特集4年目の課題」―資料②

### 7 趣味

- ① 将棋 (教育テレビ日曜日朝10:00~12:00毎週)
- ② カラオケ(ナツメロ・演歌からアムロ、SPEED、宇多田ヒカルまで)
- ③ 映画・ミュージカルなどの鑑賞+映画評論 ―資料⑤・ジョン・グリシャム原作 リーガルサスペンス映画の面白さ 「法律事務所」、「ペリカン文書」、「依頼人」、「評決のとき」、「レインメーカー」、「相続人」 など
- ④ ゴルフ 年40回位
  - ·スコア90~95の「セコセコ」ゴルフ
  - ・クラブ競技は不参加。
- ⑤ フィットネス通い (水泳、ステップ、10kmマラソン)
- ⑥ 友人・依頼者との食事会・飲み会

### 第2. 都市問題へ興味をもったきっかけ

- ① 大阪駅前研究会に参加したこと
- ② 阿倍野訴訟の依頼を受けたこと。モノレール訴訟をやったこと。

細かい内容は分からなくて良い、しかし

- ① キーワードは覚えてほしい。そうでないと話が通じない。
- ② 論点・争点の意味を分かってほしい。
- ③ 都市法の理解が不可欠であることを分かってほしい。

### 第3 モノレール訴訟へ取り組んだ事情

- 1. モノレール事件とは
- (1) S字にモノレールを付けることの都市計画上の位置づけ
- (2) そのための手続きはどうなっているのか
- (3) 住民参加の内容-公聴会・意見書提出の機能
- (4) 問題点は、なぜS字にするのかということ
- 2. 不服を言うための手続きは?

具体的には、

- ・ 土地収用裁決に対して取消訴訟
- ・ 再開発なら権利変換処分に対して取消訴訟
- ・ 区画整理なら仮換地指定に対して取消訴訟

事業認可の段階になれば成熟性はOK。さて、どうするか。

- ① 都市計画決定取消訴訟をやる(却下覚悟で)
- ② 認可されたらその取消訴訟をやる
- ③ その他、あらゆる訴訟をやる。
- ④ 抵抗するなかで、何らかの修正を目指す
- 3. モノレール事件の具体的展開
- 第4. 大阪駅前研究会とは
  - 1. 昭和59年5月 第二ビル問題発生
  - 2 駅前研究会の活動
- 第5. 阿倍野再開発訴訟とは
  - 1. 阿倍野再開発をめぐる社会情勢
  - 2 何をしたか
  - (1) 弁護団の結成
  - (2) 都市計画決定取消訴訟
  - (3) 事業計画決定取消訴訟
  - 3. 争点 = 2種事業の事業計画決定の争訟成熟性はあるか?
- 第6. 弁護士業務の1部としての都市問題(まちづくりの相談)展開
  - 1. 再開発問題、区画整理問題、マンション建設反対等の都市問題は 全国各地いたるところにある
  - 2. 坂和のスタンスは何でも反対ではない。権利者住民は勉強しろ、そして 自分の合理的意見をもて、出せというもの
  - 3. 具体的活動は
  - (1) 「考える会」をつくれ、勉強会の支援

- (2) 訴訟依頼
- (3) どこかで和解狙い-現実的判断必要

## 第7. 『岐路に立つ都市再開発』出版の問題意識

- 1. 大阪駅前研究会での学習から再開発そのものに興味をもった。
- 2. 具体的展開
- 3. 都市再開発が岐路に立っていることを指摘

# 第8. 門真区画整理訴訟とは

- 1. 概要
- 2. 争点
- 3. 訴訟の内容
- 4. 結末

### 第9. 1992年都市計画法の大改正

- 1. 1980年代後半から各種論文
- 2. ジュリスト・法律時報における改正特集
- 3. 改正がいかに社会にインパクトを与えるか、また根づくかが問題
- 4. 改正点は何か (詳しくは別章)
  - ① 用途地域細分化 8種類→12種類
  - ② 市町村マスタープラン創設
  - ③ 地区計画のバリエーションの拡大
- 5. 1999年7月地方分権一括法成立でどうかわったか (別章)
- 6. 2000年の再改正は何を目指しているか?

## 第10. 阪神・淡路大震災の発生

- 1. 詳しくは別章
- 2. 1995. 1. 17.阪神・淡路大震災発生
- 3. 都市問題研究会招集
  - ・「弁護士有志緊急アピール」発表 2/1
  - ・朝日新聞「論壇」投稿 2/10

- 4. 講演-復興まちづくりの提案を各地で
- 5. 『震災復興まちづくりへの模索』出版
- 6. 稲本研究会への参加
- 7. 芦屋中央地区の土地画整理事業のまち協顧問に就任 1998.8

## 第11. 『まちづくり法実務体系』出版の問題意識

- 1. キーワード=まちづくり法の複雑性・難解性
- 2. まちづくり法に国民が興味をもち、それを広げ定着させる必要性を痛感
- 3. 体系化の試み
- 4. 坂和の参考になったもの(感激した本)
  - ・五十嵐敬喜『都市法』(ぎょうせい)
  - ・五十嵐敬喜・小川明雄/共著(岩波新書) 『都市計画 - 利権の構図を超えて』、 『議会 - 官僚支配を超えて』
- 5. また、五十嵐との共同研究としてわかりやすい本
  - ・五十嵐敬喜/共著『美の条例』(学芸出版社)
- 6. 最近勉強して感心したもの
  - ・小林重敬「都市の構造転換と都市計画のあり方の変化」 (『現代の法9』岩波書店)
  - ・小林重敬「協議型まちづくりになぜ注目するのか」 (『協議型まちづくり』 学芸出版社)
- 7. 稲本洋之助教授の流れ『現代土地法の研究 上・下』(岩波書店)

『借地制度の再検討』(日本評論社)

それに反対する流れ 戒能通厚「現代土地法論への論点的アプローチ」

(『土地法の理論的展開』法律文化社)

法律家ではない、都市計画の人の本もわかりやすい

⇒『都市・建築企画開発マニュアル′95、′99』(建築知識)。

### 第12. 地方分権一括法成立の下での都市問題

1. 政治状況

- 2. その足取り
- 3. 地方分権一括法で何がかわったか (別章)
  - →機関委任事務廃止
- 4. 地方分権一括法で都市法の何がかわったか (別章)
  - ① 国の関与の廃止・縮減
  - ② 市町村の都市計画決定権限の拡大

## 第13.情報収集

- 1 新聞(朝日、日経、読売、毎日、産経)のスクラップ→ 項目分け
- 2. 弁護士以外の業種 (建築設計コンサル、各種企業 etc.) との交流
- 3. 趣味の付き合いからの情報

## 第14. 『実況中継 まちづくりの法と政策』(日本評論社)の出版

(平成12年7月)

平成11年11月12~15日 愛媛大学での都市法政策の集中講義をまとめたもの。

# 第2章 都市法制のしくみ

- 第1. 日本の都市法制のしくみ
  - 1. 膨大な数の法律 (プラス政令、通達、要綱)
  - 2. 母なる法「都市計画法」を中心とした膨大な体系

## 表は省略

- . 3 その特徴
  - ① 絶対的土地所有権
  - ② 線引き・色塗り・数値による都市計画
    - ·都市計画区域 (973万 ha)
      - ·市街化区域(142万ha)
      - ·市街化調整区域(380万ha)
      - · 白地区域 (451万 ha)
      - ·都市計画区域外(2805万ha)

- ○地域地区(用途地域·特別用途地区)
- ○容積率・建ペい率・高さ制限・斜線制限
- ③ 国家主導の都市計画
- ④ メニュー追加方式 (メニューの洪水)

### 第2. 西欧の都市法制との対比

- 1 キーワード
  - ○建築不自由の原則 (ドイツ) ←→建築自由の原則 (日本)
  - ○「計画なければ開発なし」 「Fプラン(土地利用計画)・Bプラン(地区詳細計画)」(ドイツ)
  - ○「成長管理政策」の成功 (アメリカ)
- 2. 西欧と日本の都市法理念の対比

	西	日	
	欧	本	
都市開	公共的計画的規制と	市場原理・民間資本の利	
発	介入	潤追及	
規制の目	居住と生活の場とし	成長型・経済開発型	
的	ての 都市の形成		
規制の理	社会的平等・社会的	土地の有効・高度利	
念	公正	用	
民活・規制緩	部分的・例外的	主	
和	流		

- 3. 日本のまちづくりの特徴
  - ① 土地神話(土地は値下がりしない)
  - ② スクラップアンドビルド方式
  - ③ 東京一極集中・都市部集中・スプロール化
  - ④ 都市づくりへの住民参加の欠如
  - ⑤ 再開発はすべて経済的再開発(駅前・商業再開発)
  - ⑥ 官と民の協調悪い
  - 4. 『現代アメリカの都市計画』 (大野輝之著・学芸出版社・1997年)
  - (1) 1992年 映画「遙なる大地へ」公開(主演:トム・クルーズ) (19世紀末、アイルランドの貧しい小作人の家に生まれた主人公が、 アメリカでは誰でも土地を手に入れることができると聞いて渡米すると いうストーリー)
    - →「自由の国・アメリカ」「土地の自由な所有と利用」
  - (2) その大転換
    - ① 19世紀末から20世紀初頭にかけては、近代都市計画が誕生し確立した時期
    - ② 1960年代末から1980年代にかけての10数年間は、近代都市 計画の枠組みではとらえられない、いわば「現代都市計画」ともいうべき

③ 「成長管理政策」の成功

第3章 都市法(まちづくり法)体系化の試み

第1. 総論-まちづくり法を体系化することの意味

### 第2. 各論

- 1 五十嵐敬喜『都市法』(ぎょうせい)における体系化の試み
- 2. 行政学者を中心とした体系化の試み
  - (1) 塩野宏「国土開発」(『未来社会と法』(筑摩書房)) による体系化の 試み
  - (2) 成田頼明『土地政策と法』(弘文堂)による体系化の試み
  - (3) 『不動産法概説』(有斐閣)による「不動産法制」という体系化の 試み
- 3. 行政判例を中心とした体系化の試み
  - (1) 法務省訟務局行政訟務第一課職員編『判例概説・都市計画法』 (ぎょうせい)の試み
  - (2) 成田頼明編『街づくり・国づくり判例百選』(別冊ジュリ103)の試み
- 4. 新たな実務体系書の試み
  - (1) 『都市計画法の運用Q&A』(ぎょうせい)の試み
  - (2) 土地利用開発法令研究会編集『問答式・土地利用・開発の手引』(新日本法規)の試み
- 5. 『都市・建築企画開発マニュア ′95年度版』と『′99年度版』(建築 知識) における体系化の試み
- 6. 以上が『まちづくり法実務体系』(新日本法規)において、坂和がまとめ た体系
- 第3. 近時の都市法についての体系化の試み、あるいは刺激的な著書
  - 1. 近時の都市法についての体系化の試み
    - (1) 高木任之・著『都市計画法を読みこなすコツ』 (1996(H8)年・学芸出版社)
    - (2) 萩島哲・編『都市計画』(1999(H11)年・朝倉書店)
  - 2. 刺激的な著書
    - (1) 五十嵐敬喜・共著『美の条例』(1996(H8)年・学芸出版社)
    - (2) 渡辺俊一・編 『市民参加のまちづくり-マスタープランづくりの 現場から』(1999(H11)年・学芸出版社)
    - (3) 伊藤滋・著『市民参加の都市計画』(1997(H9)年・早稲田大学出版部)
    - (4) 兼子仁·共著『地方分権』(1998(H10)年·弘文堂)

- (5) 大野輝之・著 『現代アメリカ都市計画-土地利用規制の静かな 革命』(1997(H9)年・学芸出版社)
- (6) 五十嵐敬喜・編著『地方分権の本流へ――現場からの政策と法』(1999(H11)年・日本評論社)
- (7) 小林重敬・編著・新時代の都市計画 第1巻

『分権社会と都市計画』(1999(H11)年・ぎょうせい)

林泰義・編著・新時代の都市計画 第2巻

『市民社会とまちづくり』(2000(H12)年・ぎょうせい)

小林重敬・山本正堯・編著新時代の都市計画 第3巻

『既成市街地の再構築と都市計画』

(1999(H11) 年·ぎょうせい)

3. これらはすべて、都市計画法を中心とした都市法体系をふまえたうえで、 都市計画の権限や土地利用規制のあり方等をそれぞれの切り口から解説 し、国民が真に使えるようにしたいという意欲により書かれたもの

### 第4章 都市法の時代区分

第1. 総論 -都市法を時代区分することの意味-

第2. 各論 -戦後日本の都市法制のあゆみ-

1. (1全総)(昭和37~43年)

池田勇人内閣——所得倍増計画

高度経済成長の時代

拠点開発方式・重化学コンビナート・新産都市

昭和30年代後半から公害問題を中心とした都市問題噴出

- →戦後最初の地価高騰
- 2 (2全総)(昭和44年~52年)

昭和43年 自民党、田中角栄「都市政策大綱」発表

→日本で最初の都市政策→「日本列島改造論」へ。

〇昭和43、44年 都市三法 · 都市計画法全面改正

- ・建築基準法改正
- ·都市再開発法制定
- →戦後2回目の地価高騰、乱開発、公害問題深刻化
- 3. (3全総)(昭和52年~58年)

大平正芳内閣---低成長、定住圏構想、地方の時代

オイルショック(昭和48年)

都市問題解決の方向(内省の時代)、地価高騰抑制

日影規制導入、条例による上のせ・横出し規制

昭和55年都市三法の改正(地区計画・日影規制)、乱開発の防止

4. (4全総)(昭和58年~)

中曽根康弘内閣――アーバン・ルネッサンス (都市復興)

- →内需拡大・規制緩和、民活路線推進
- (1) 昭和60年9月 「行政改革の推進方策に関する答申」を閣議決定
  - →高さ規制、容積率、1種住専→緩和

総合設計、特定街区、一団地認定制度など導入

- →都市再開発と東京湾ウォーターフロント開発 (大規模プロジェクト) が大きな注目
- →戦後3回目の地価高騰――バブル絶頂期へ
- (2) 昭和62年4月「前川レポート」
- 5. バブル時代の土地対策
- (1) 昭和62年10月16日「緊急土地対策要綱」
  - 地価高騰への対処法

(昭和62年9月NHK「土地はだれのものか」放映)

- 土地取引の適正化
- ○投機的取引の規制-監視区域の制度創設
- ○不動産業者の指導
- ○金融機関への指導(不動産融資の総量規制)
- (2) 昭和63年6月28日-「総合土地対策要綱」(閣議決定)
  - 5つの基本的認識
  - ○土地の所有には利用の責務が伴う
  - ○土地の利用に当たっては公共の福祉が優先する
  - ○土地の利用は計画的に行わなければならない
  - ○開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべき
  - ○土地の利用と受益に応じて社会的な負担は公平に負うべき
- (3) 土地基本法の制定(平成元(1989)年12月)
  - ① 理念法か実定法か→理念法
  - ② 土地所有権論争不十分→政策的立法
  - ③ 土地利用計画の位置づけ不十分
- 6. 土地基本法後の立法

都市計画法・建築基準法の大幅改正(平成4(1992)年6月)

① 用途地域を細分化(8→12)→施行から3年以内に用途地域の

見直し・指定替え

- ② 誘導容積制度(目標容積率と暫定容積率を区分して設定)
- ③ 市町村まちづくりマスタープランを創設
- ④ 地区計画制度の拡大(市街化調整区域への)
- (5) 都市計画区域外での建築規制その他
- 7. バブル崩壊(平成2(1990)年夏)以降の土地問題
- (1) 平成2(1990)年夏以降・「バブル経済崩壊」
  - ① 地価鎮静→下落
    - →土地法制よりも、不動産融資の規制、金利高による効果が大
  - ② イトマン事件 バブル経済破綻

株の損失補填-証券会社不祥事

- ⇒バブルの構造が暴露
- ③ 苦戦·借金生活
  - ・歌う不動産王 千昌夫
  - ・投げる不動産王 桑田真澄(巨人)
  - ・地上げ屋 商売あがったり ・不動産(業者) 苦戦、倒産
- (2) 都市・土地問題への国民の関心のうすれ
  - ① 新聞記事激減
  - ② 目先の価格低下のみに目を奪われ、土地利用のあり方の議論 不十分
  - ③ 10年前のサイクルの繰り返しか?
- 8. 細川内閣の誕生と土地政策

平成5(1993)年7月総選挙

- -細川連立内閣成立(8月)~1994年4月
- ① 政・官・財のトライアングルによる癒着の暴露(とくに建設業界)
  - →政治改革・行政改革(許認可の削減等)の推進
  - →中央集権機構を解体し、本当の民主主義の実現を目指す
- ② 地方分権の提唱(国家高権から真の地方分権へ)

上からのマスタープラン─→ 下からのマスタープラン

- 9. 橋本龍太郎政権の登場
- (1) 橋本「行政改革」
  - ① 1996年 10月 総選挙
  - ② 〃 11月 橋本首相、行政改革会議設置
  - ③ 1997年 12月 最終報告(1府12省庁)
  - ④ 1998年 6月 中央省庁改革基本法成立

(2001年に新体制)

⑤ // 6月 中央省庁等改革推進本部発足

(本部長 橋本首相)

6 ル 7月 参院選挙

自民党大敗、橋本退陣、小渕内閣発足

→行政改革実施をめぐる政と官の攻防

- ⑦1999年 1月 中央省庁改革関連法案大綱発表
- ⑧ ル 4月 中央省庁改革関連法案閣議決定
- 9 ル 7月 中央省庁改革関連法案可決成立
- (2) 橋本「地方分権」
  - ①1995年 5月 地方分権推進法制定
  - ② 〃 7月 地方分権推進委員会発足

→1~5次の勧告

(機関委任事務の廃止、補助金見直し)

- ③1998年 5月 地方分権推進計画を閣議決定
  - →機関委任事務の廃止
  - →都市計画の権限を大幅に委譲
- ④1999年 7月 地方分権推進一括法案可決·成立
- 10. 土地政策の大転換

- (1) 新総合土地政策推進要綱の閣議決定(1997年2月)
  - ○土地対策の目標-地価抑制から土地の有効利用へ転換
    - ・土地有効利用の促進―――低・未利用地の利用促進

├─密集市街地の再整備の促進等

──良質な住宅・宅地の供給の促進

による土地の有効利用

- ・土地取引の活性化の促進
- ・土地政策の総合性・機動性の確保
- (2) 都心居住拡大を目指す「高層住居誘導地区」の創設(最高400%→600%の容積率の緩和)(1997年6月)
- (3) 密集新法制定(1996年5月)
- (4) 定期借家件論争活発化

1996年10月「土地住宅ワーキンググループ報告書」発表

(座長 岩田規久男) から急速に台頭

法務省研究会発足、識者の論争

→1999年12月「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別処置

法案 | 成立

- 11 小渕内閣の発足
  - (1) 1998年7月 参院選挙 自民党大敗·橋本退陣、小渕恵三内閣成立
    - ○経済危機・金融危機・日本沈没の危機・経済再生内閣
    - ○1998年10月 金融再生法案が成立
  - (2) 1999年10月 小渕改造内閣発足⇒「自自公」連立政権
- 12 森内閣の発足
  - (1) 2000年4月1日 自自連立解消
  - (2) 2000年4月4日 小渕内閣総辞職(小渕総理 脳梗塞のため)
  - (3) 2000年4月7日 森 喜郎総理、所信表明演説
  - (4) 2000年6月25日 衆議院総選挙

自公保連立何とか安定多数。しかし自民党は都市部で大打撃。

## 第5章 都市再開発法によるまちづくりとは

- 第1 その都市計画法上の位置づけ
  - ・ この他に法律に基づく誘導法例がある
  - ・ 要綱事業および補助事業が多数ある(これは別章で)
  - ・ 都市計画として決定する(都計法15条・再開発法6条)
- 第2. 都市再開発事業とは(『まちづくり法実務体系』303P)
  - 1 広義の都市再開発
  - (1) 都市再開発法に基づく市街地再開発事業
  - (2) 要綱・通達に基づく再開発事業
  - (3) 建築基準法による規制の例外的緩和による誘導再開発
  - 2. 狭義の都市再開発

- 第3. マスタープランと都市再開発(同書303P)
  - 1. 「整開保」(都市計画法7条4項)
  - 2. 都市再開発方針の創設(1980年改正)
- 第4. 都市再開発法の制定と改正の推移(同書307P)
  - ―― 時代の流れを端的に映している―――
  - 1 制定(1969年・S44年)まで 4. 1988年(S63年)改正
  - 2 制定(1969年・S44年)
    - 5. 1995年 (H7年) 改正
  - 3. 1975年(S50年)改正
- 6. 1998年(H10年)改正
- 第5 都市再開発事業の概要(流れ)(同書311P)
  - 1. 基本構想
  - 2. 都市計画決定
  - 3. 事業計画決定
  - 4. 権利変換(管理処分)
  - 5 明渡し・工事・清算
- 第6. 事業の実績と特徴(同書325P)
- 第7 いくつかの論点(同書344P)
  - 1 都市再開発は、「必要なところ」でできているか
  - 2. バブル崩壊による再開発事業の変容
  - 3 借家人の保護は十分か
  - 4 訴訟 (不服申立て) は可能か
  - 5. 再開発は法定事業でハードな手法
- 第6章 土地区画整理法によるまちづくりとは
- 第1 土地区画整理法事業の都市計画法上の位置づけ
  - ・都市計画として決定する
- 第2. 土地区画整理事業の特徴 (『まちづくり法実務体系』 355P)
  - 1. 都市計画の母
  - 2. 道路・公園等の公共施設の整備と宅地の区画整理を同時に行う
  - 3. 土地の買収・収用によるのではなく、土地の位置、面積、形状等を変化させて公共施設用地を生み出すとともに宅地の整形化を行う
  - 4. 事業が公権力の行使を交えて進行するので、手続が比較的迅速、確実になされるが、他方で権利者の財産権を十分に保護できるか、という問題がある
- 第3 土地区画整理法の概要(流れ)(同書356P)
  - 1 その位置づけ
- 5. 移転・補償

- 2 都市計画決定
- 6. 換地計画・換地処分(同書362P)
- 3. 事業計画決定
- 7 登記・清算(同書364P)
- 4. 仮換地の指定

### 第4 修正型土地区画整理事業(同書365P)

- 1. その位置づけ
- 2. 大都市法の制定とその改正
- 3. ミニ区画整理
- 4. ツイン区画整理
- 5. 沿道区画整理型街路事業
- 6. 田園土地区画整理事業(田園居住区整備事業)
- 7. 連鎖型土地区画整理事業
- 8. その他の事業
- 第5. 事業の実績と特徴(同書382P)
- 第6 国の助成制度と国庫予算(同書384P)
- 第7 いくつかの論点 (同書385P)
  - 1. 区画整理・減歩の合憲性―――憲法違反か
  - 2. 「照応の原則」の例外、特に小規模宅地の扱いについて
  - 3. 借家人は保護されているか
  - 4 減歩率をめぐる論点―――減価補償金とは
  - 5. 区画整理手法の限界―――上モノ整備手法との併用の必要性

## 第7章 地区計画とは

第1 地区計画創設(1980年)の事情(時代背景)

(『まちづくり法実務体系』457P)

- 1. 1968年都市計画法の特徴
  - ① 都計決定権限を国から都道府県・市町村に配分
  - ② 都市計画区域、市街化区域と市街化調整区域の線引き、地域地区 、用途地域(4→8へ)
  - ③ 形態規制
- 2 .1970年代の乱開発
- 3. 自治体の抵抗
- 4 1980年代の規制緩和
- 5 1979年 都市計画中央審議会の第8次答申
  - 68年法(現行法)では現状の下で抱えている問題に対応できない
  - ―→新しい法制度「地区計画制度」を提唱

### 〔地区計画制度〕

・ 区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備・保全 するための計画。市町村が案作成の段階から土地所有者等の意見を聞 きながら決定・地区計画に地区整備計画が定められた場合は、土地の 区画形質の変更や建築につき市町村長への届出・勧告が必要 (都計12条の5)

- ・ 全国一律の規制である用途地域を補い、地区毎にきめ細かいまちづく りを目指すもの。一般的な用途規制・形態規制をさらに「強化」することを 目指したもの
- ・ 地区計画は、まちづくりにおいて先進的な自治体を中心に大いに活用
- 第2. 地区計画(基本型)の内容(同書466P)
  - 1. 概念
  - 2 地区の要件
  - 3. 都市計画基準等
  - 4 決定手続
  - 5. 地区計画の内容
  - 6. 地区計画の方針の内容
  - 7. 地区整備計画の内容
  - 8. 部分的な地区整備計画および地区整備計画の要請の制度
  - 9. 地区計画の効果
  - 10 地区計画に関する裁判例
- 第3. 地区整備計画の各種のヴァリエーション(同書494P)
  - 1 総説
  - 2 誘導容積型地区計画
  - 3 容積適正配分型地区計画
  - 4. 用途別容積型地区計画
  - 5. 街並み誘導型地区計画
  - 6. 立体道路制度
  - 7. 地区計画に類似する制度---建築協定
- 第4. 高度利用型地区計画(同書518P)
  - 1. 総説
  - 2 住宅地高度利用地区計画
  - 3 再開発地区計画
- 第5 沿道整備計画(同書543P)
- 第6. 集落地区計画(同書547P)
- 第7 その後も次々と新制度
  - cf. 1999年7月「用途変更先導型再開発地区計画」創設
    - →工業専用地域に指定されている工場跡地について地方公共団体 が再開発計画の中で広範な用途を許容すると明記。将来の用途 地域の変更を宣言すれば個別の建築計画を特例で許可できる。

# 第8. 地区計画と西欧諸外国の土地利用計画との比較 図は省略

## 第8章 震災 (1995・1.17) 復興まちづくり

### 第1. 復興まちづくりを考える

- 1 そのあゆみ
- (1) 2月1日 建築基準法第84条に基づく建築制限
- (2) 2月17日 神戸市震災復興緊急整備条例制定
- (3) 2月26日 被災市街地復興特別措置法(復興法)制定・公布
- (4) 3月17日 区画整理・再開発の都市計画決定
- (5) 3月24日 被災マンション法施行
- 2. 参考例

### 都市計画の父 後藤新平

- ○1919 (大正8) 年 (旧) 都市計画法公布
- ○1924~1930年 関東大震災の帝都復興事業
- ○「50億円の焼土全部買上案」・「帝都復興院」・「区画整理の断行」
- 3. 復興計画の概要
- (1) 全体構造

A地区 都市計画決定16地区(254.8ha)→厳格な法定手続

- B地区 重点復興地域(1225ha·神戸市)
- C地区 復興促進区域 (5887ha·神戸市)
- (2) A地区の特徴
- ① 二段階都市計画決定方式
- ② まちづくり協議会方式
- 4 その問題点
- (1) ABCの3分割方式は妥当だったか?
- (2) 区画整理はうまくいくか?
- (3) 再開発はうまくいくか?
- (4) まち協方式は定着するか?
- (5) 白地地区は救済されるか?
- 5 復興計画検討(行政と住民の対立はなぜおこるか)の視点
- (1) 都市計画の権限の所在は
- (2) まちづくりと地方分権
- (3) 日本の都市法体系の複雑性と難解性
- (4) 土地所有権をどうみるか
- (5) 行政不信の根源は
- (6) 住民参加システムの欠如
- (7) 市計画決定と訴訟
- (8) まちづくりと情報公開
- 6 専門家のスタンスは?
- (1) 鎌田慧氏の復興「山分け」論をどうみるか。――資料⑥⑦

- (2) 「原理派」学者・コンサルと「土着派」学者・コンサル
- 7 法的システムの検討
- (1) 都市計画決定(区・再)のシステムは有効に機能したか?
- (2) 復興法、罹災法、マンション法など既存の法体系は機能したか? →機能不十分

## 第2 復興まちづくりの特徴その1-まち協論 ———資料⑧

- 1. まち協の制度的意義
- (1) S55年 地区計画・S56年 神戸市まちづくり条例
- (2) 神戸市でのまち協の実例(震災前約10件)
- 2. 2段階都市計画決定とまち協結成の呼びかけ
- 3 まち協の能力・力量がクローズアップ
- (1) 運営方法の民主性
- (2) 専門家の支援の程度、内容
- (3) 住民提案の内容、水準
- 4. まち協方式は協働のまちづくりの芽生えか?
- (1) まち協をキーワードとする「協働のまちづくり」は可能か?
- (2) まち協と行政との協働一新たな地平線を切り開くもの(?)
- 5. まち協をキーワードとした実践は今後の先例となりうるか?
- 6. まち協の課題
- 7. まち協の法的根拠

## 第3 復興まちづくりの特徴その2-専門家の役割 ――資料⑥⑦

- 1. コンサル、コーディネーターの役割
- (1) その成り立ち
- (2) 今日まで再開発事業や区画整理事業の現場でコンサル、コーディネーターが果たしてきた機能、役割
- (3) コンサル、コーディネーターが震災復興まちづくりで果たす役割、 機能
- 2 法律家の役割
- (1) (復興) まちづくりとは何かを考える視点を示すこと
- (2) 複雑、難解な都市法(まちづくり法)を市民にわかりやすく解説すること まちづくり法——— 時代区分・計画法・規制法

├─ 法律に基づくまちづくり

└─ まちづくりの各種手法

- (3) 現実のまちづくりの展開の中で専門家として利害調整の役割を果たす こと
- (4) 住宅再建、マンション再建についても同様

# 第4. 芦屋中央地区まちづくり協議会活動の実践からの教訓

- 1. まち協の組織運営について
- (1) 震災後とにかくスタート (平成7年8月6日)。よちよち歩きの組織 しかし課題・任務は重大。市の公認団体─→ 助成金交付

- (2) まち協の目的=まちづくり提案をすること。しかし非常に困難
  - ① 復興まちづくりのあり方
  - ② まち協の運営の仕方

をめぐって地元住民の対立→分裂→「住民の会」結成

- 2. 認可された事業計画の内容と住民案の対比と優劣
- (1) 都市計画道路(20mか12mか)
- (2) 公園 (ポケットパークでよいのか)
- (3) 画街路(6m、8mかそれ以下か)
- (4) その他(路地の重要性)
- 3. 検討点
- (1) 区画整理の基本的システムは?
- (2) 減歩率は何によって決まるか
- (3) 減価補償金とは?
- (4) 接道義務とは?
- (5) 都市計画法決定、事業計画認可の権力性と変更可能性
- 4 まちづくり協議会が有効に機能するための3つの条件
- (1) 住民内部のリーダーの存在
- (2) まち協の総会、役員会、各種勉強会、ニュース発行などの活動を 実質的に支える有能な事務局人材の存在
- (3) まち協活動の大方針にアドバイスできる専門家の存在
- 5. まち協における住民合意形成の4つのパターン
  - - →住民が100名規模になれば、知識、年齢、資力、熱意等に差異がある ため、この実現は困難。
  - ② リーダー依存型―――〇地区

有能・誠実かつエネルギッシュなリーダー個人への信頼が基礎となり、 あの人に従えばまちがいないという形で住民意思が一致するパターン

- → ・日本ではこのパターンが多い。
  - ・結果的に問題点は表面にはでないが、①とは大違いで不十分。
- ③ リーダー並立型(内部対立型) ――――〇地区 区画整理・再開発を推進しようと考えるリーダーAと、反対だとする リーダーBが勢力拮抗するパターン
  - → ・このパターンも多い。
    - ・両派の対立でマイナス面もあるが、互いの競い合いによるエネル ギーは大きく、急速に力量を身につけるというプラス面あり。
    - ・両派の勢力が完全に1:1ということはないため、相対的多数で 住民意思の方向性は決まる。
    - ・まちづくりの方向性をめぐる考え方の相異が人格的対立にまで発展するケースが多い。——日本のムラ社会的構造の欠点
- ④ 不満ぶつけ型(行政敵対型) ―――○地区

常に原理・原則論、理念・理想論から出発した立論をし、その基準に 照らせば行政がケシカランなど常に敵対者を攻撃するパターン

- → ・当初はこれでもよいが、何年もこのパターンではダメ。
  - ・訴訟提起や世論の支持などがなければ衰退し、結局行政案どおり に収束。・妥協点、落とし所の模索、軟着陸の可能性など現実的判 断ができるかどうか。
- 6 まち協の合理的運営のための視点
- (1) 都市計画決定の権力性という本質と今回の都市計画決定の柔軟性 という二面性の理解が不可欠。
- (2) 都市法全体の理解が不可欠(都市法の不十分さや土地区画整理法の問題点を理解しつつ)。
- (3) 誰が事業の責任をもつのか、事業の効果は結果的に誰に向くのか 、という現実論の中で、時間の観念、相対的多数の観念を頭に入れて 方針をたてることが不可欠(理念論、理想論だけではダメ)。
- (4) まちづくりの民主主義(まちづくりにおける住民の意思の合意)は非常 に難しいことを念頭におき、意思の一致のためには一定の妥協、譲歩 が必要なことを理解すべき。

## 第9章 土地バブルの発生と崩壊

(都市法政策と政治・経済政策)

- 第1. 土地バブルの発生
  - 1. 中曽根アーバン・ルネッサンス (規制緩和、内需拡大、民活) 以降
  - 2. その構造 ①土地本位制経済
    - ②1億総不動産屋化-土地を投機の対象
    - ③金融の応援(銀行、大蔵省)

## 第2. バブル全盛期の都市問題

1. NHK特集 昭和62年9月 「土地はだれのものか」を放映

第1部 地価高騰が日本を変える

第2部 国際比較・これが地価対策だ

第3部 土地問題をどう解決するか

2. 地上げの横行

斎藤浩編『緊急レポート-街が消える!』(1986年、都市文化社) 底地買い(地上げ)被害の実態

- 3. 不動産融資
  - 1億総不動産屋化
  - ・銀行、大蔵省の果たした役割は?

# 第3. バブル崩壊のメカニズム

- 1. 3つの土地政策
  - ① 1989年 不動産取引の総量規制をスタート
    - ⇒・公定歩合の猛烈な上昇、利息の上昇、融資の総量の縛り

上げ、不動産屋の借金未返済、

銀行巨大な「こげつき」が不良債権として残る

- ② 1989年 土地基本法に基づき地価の監視区域制度を徹底 公示地価を著しく上回る土地の値付を認めない
- ③ 1992年 都市の土地利用規制

新都市計画法 (1992年) によって土地利用を厳しく 制御 (?)

→①が効果抜群

# 第4. 不良債権の処理

- 1 住専(住宅金融専門会社)問題発生(1996年)
  - →6800億円の財政資金投入の可否が議論(税金投入の可否)
- 2 住宅金融債権管理機構発足(1996年7月)中坊公平弁護士社長就任 → 平成の鬼平 預金保険機構、整理回収銀行も発足
- 3 整理回収機構(RCC)1999年4月発足 中坊公平弁護士から鬼追明夫弁護士へ

### 第5 金融再生の動き

- 1. 金融再生関連法成立(1998年10月)
  - ① 1998年10月 金融再生法成立(経済再生小渕内閣、宮沢大蔵大臣の下)

金融再生委員会の設置

- ○財政と金融の完全分離
- ○金融行政の一元化
- ⇒ 金融再生プラン・日本再生プランは実現するか?
- ② 1999年10月 第2次小渕内閣発足

金融再生委員長に就任した越智通雄・元経済企画庁長官が、5金融

機関から総額1億円弱の無担保融資を受けていたことが判明

(1999年10月13日毎日新聞)

- →金融再生の旗振り役がこれでよいのか?
- ③ 2000年2月 越智金融再生委員長が信金、信組への「手心」発言で 辞任
  - →後任に谷垣禎一(さだかず)就任―――日本版ビックバン推進

・ペイオフ推進派

- ④ 2000年6月 森内閣の下で相沢英之 (――守旧派?) が就任
- 2 1999年9月~10月 映画 金融腐蝕列島「呪縛」上映
  - 銀行再生を担う格好いいミドルエイジは本物か?
- 3. 2000年7月 金融監督庁と大蔵省の金融企画局が統合し「金融庁」

発足

――金融再生は本当にできるのか?

### 第1 世直し

―――日本型システムの改革 →日本再生

# 第2 行政改革の足取り

- 1 橋本首相の音頭(在任期間1996年1月~1998年7月)
  - 1996年6月 橋本ビジョン発表
    - ① 国内の経済・社会構造の激変
    - ② 大競争時代の到来
      - ⇒「効率的でスリムな政府と活力ある社会・経済システム の構築は待ったなしの課題である」と力説
  - 1996年11月 橋本演説

五大改革

- ①行政改革 ②経済構造改革 ③金融システム改革
- ④社会保障構造改革 ⑤財政改革
- 1997年1月 橋本演説

教育を加えて六大改革に

1998年7月 行政改革基本法成立

行政改革推進本部スタート(小淵首相)

- 1999年1月 中央省庁改革関連法案大綱発表
- 1999年4月 中央省庁改革関連法案閣議決定
- 1999年7月 中央省庁改革関連法案可決成立

(2001年1月から新体制スタート)

### 第3. その検討点(読売新聞 1999年6月10日)

- ・政治主導
- ・特殊法人改革
- ・国会改革
- ・環境省
- · 公務員定員削減
- ・政策評価制度

## 第11章 地方分権法の成立とまちづくり法

第1. 地方分権の歴史的経過

地方分権推進に関する動き

平成5年6月 地方分権の推進に関する決議(衆議院・参議院両院)

6年12月 地方分権の推進に関する大網方針(閣議決定)

7年 5月 地方分権推進法成立(同年7月施行)

7月 地方分権推進委員会発足

8年12月 地方分権推進委員会第1次勧告

機関委任事務制度の廃止、

国と地方公共団体の関係についての新たなルール

、権限委譲など

9年7月 地方分権推進委員会第2次勧告

自治事務・法定受託事務の事務区分、

国・地方関係調整ルール、必要規制、地方出先機関

、地方行政機関、補助金、税財源など

9月 地方分権推進委員会第3次勧告(地方事務官、事務区分)

10月 地方分権推進委員会第4次勧告

(事務区分、国の関与、権限委譲、係争処理手続など)

- 10年5月 地方分権推進計画閣議決定
  - 11月 地方分権推進委員会第5次勧告

公共事業、非公共事業、国が策定又は関与する各種開発

・整備計画の見直しなど

11年3月 地方分権一括法案閣議決定・国会提出

7月 地方分権一括法成立・公布

12年4月 地方分権一括法施行

- 第2 地方分権推進の歴史的位置づけ
  - 1 地方分権は橋本内閣の下、行政改革と2本柱で強力に進められた
  - 2 その流れは平成11年地方分権推進一括法成立への作業として進んだ
  - 3 その骨子は次稿のとおり
  - 4 土地利用と都市計画の分野では、都市計画法そのものが2000年5月 大改正
- 第3. 地方分権法の概要
  - 1. 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化
  - 2. 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構築
  - 3. 国の関与等の見直し
  - 4 権限委譲の推進
  - 5. 必置規制の見直し
  - 6. 地方公共団体の行政体制の整備・確立
  - 7 施行期日 平成12(2000)年4月1日
- 第4. 都市計画の分野における地方分権
  - 1. 地方分権推進委員会の勧告
  - (1) 第1次勧告
    - ① 土地利用基本計画→策定事務は都道府県の自治事務とする。

国の承認は廃止し、都道府県は国と事前協議 を行うこととする

② 土地取引規制→規制区域の指定・解除の事務は都道府県の自治

事務とする

→監視区域の指定・解除の事務は都道府県・政令 指定都市の自治事務とする

- ③ 都市計画区域は都道府県が指定する
- ④ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画は都道府県が 決定する など
- (2) 第2次勧告
  - ① 都市計画の決定主体→都市計画決定は市町村が中心となるべきであり、都道府県の都市計画決定については以下のとおり見直す
    - ・用途地域→3大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等に限定

·都市施設、市街地開発事業

r市町村道等 幅員 16m 以上→4車線以上の幅員の数値

|土地区画整理事業 面積 20ha超 →50ha超

- L市街地再開発事業 面積 1 h a 超 → 3 h a 超
- ② 市町村の定める都市計画と都道府県との調整のあり方
  - → 都道府県の市町村に対する後見的関与は排除し、市町村に置かれる審議会は法定化する

など

### 2. 改正の概要

- ① 68年法で国から都道府県・市町村へ都市計画決定の権限を委譲し 、配分した(都計15条)
- ② しかし、都道府県と市町村の権限のバランスの変革が必要 →適正なバランスを目指す
- 3 都市計画法上の機関委任事務の整理(都計87条の5)
- (1) 都市計画の決定等の事務を自治事務とする (ごく一部の例外のみが法定受託事務)
- (2) 条例・議会との関係
  - ① 都市計画と条例の関係
  - ② 都市計画への議会の関与
- 4. 都市計画区域の指定・都市計画の決定等に対する国または都道府県 知事の関与
  - (1) 建設大臣の認可・都道府県知事の承認の「同意を要する協議」への改正
  - (2) 都市計画の決定等に対する国又は都道府県の関与の視点の明確化
  - 5. 市町村都市計画審議会の法定化
  - (1) 市町村都市計画審議会の法定化
  - (2) 市町村都市計画審議会の任意性
  - (3) 市町村都市計画審議会の権能
  - 6 政令指定都市の都市計画決定権限の拡充(都計87条の2)
  - (1) 政令指定都市の都市計画決定権限の拡充
  - (2) 政令指定都市に委譲される都市計画決定権限の範囲
  - (3) 政令指定都市による都市計画決定の手続
  - 7. 市町村の都市計画決定権限の拡充・建設大臣の認可を要する都市計画の縮減→地方自治法の改正と関連しないため、平成10年の改正により先行
  - (1) 市町村の都市計画決定権限の拡充(都計15)

- (2) 建設大臣の認可(同意を要する協議)を要する都市計画の縮減
- 8. 2000年5月都市計画法の大改正
  - →2001年4月施行

### 第12章 金融ビッグバン

- 第1. 金融ビッグバンとは
  - ・自由競争と自己責任の原則がキーワード
- 第2. 保険(生命保険、損害保険)

金融ビッグバン――保険(料率)自由化の認識

- (1) 1993年 日米包括経済協議で保険分野の協議開始
  - ・保険料率の自由化
  - ・生保・損保の相互乗り入れ
  - ・傷害保険やがん保険など第三分野の保護
- (2) 1996年4月1日 新保険業法の施行
  - ・生保・損保子会社による相互乗り入れ
- (3) 1996年12月 日米保険協議決着
  - ・1998年7月までに損害保険料率自由化
- (4) 1998年7月は損保業界にとって節目の月(保険料率の自由化の月)
  - ・セゾン自動車火災保険が「APS」を発売
  - ・セコム東洋が損害保険保険料 20% ダウン (通販)
  - ・ソニーが損保子会社設立(ソニーインシュアランスプランニング)
  - ・アメリカンホーム保険、チューリッヒ保険「リスク細分型保険」発売
  - ・東京海上「T・A・P」発売。他の損保も追随。
  - ・通販、インターネットを活用した販売で低保険料を実現
  - ・補償内容を選択する新保険
  - ・フランスのアクサUAP 日本へ損保進出
  - → ①損保業界淘汰の時代 ②自己責任の原則の再確認
- (5) 1999年は損保業界の「再編元年」

『織田信長、保険を統一』

『坂本竜馬、時代を超えてこれに賛同

「皆、口座にまとめよ」

「時代がかわる。保険も変わらないかんぜよ。」』

『「まとめ」のお手本、毛利元就』

- (6) 捐保業界大再編成始動
  - ・三井火災・日本火災・興和火災統合へ(1999年10月)
  - ・住友海上は?
  - ・東京海上は静観
- 第3 銀行金融メガ再編(金融大統合) 1999年10月
  - ・日本興業銀行+第一勧業銀行+富士銀行(もち株会社)

- ・住友銀行+さくら銀行(合併)
- ・東海銀行+あさひ銀行

## 第13章 映画評論

(から都市問題・社会問題を考える)

## 第1. 裁判もの・スリラーもの

1 レインメーカー -----資料⑤

2. アミスタッド

8. エリンブロッコビッチ

3. NY検事局

9. ヒマラヤ杉に降る雪

4. 相続人

10. ザ・ハリケーン

5. 評決のとき

11. リプリー

6. ワイルドシングス

12. 英雄の条件

7. ダブル・ジョパディー(二重処罰の禁止)

# 第2. 戦争もの

1. プライベート・ライアン

(「勇気ある物語」が教えるもの――日本にライアン兵はいるか

産経新聞1998年10月14日)

2. シン・レッド・ライン

# 第3 社会問題もの

- 1. 失楽園
- 2. 金融腐蝕列島〔呪縛〕
- 3 グリーンマイル
- 4 インサイダー

## 第4. 恋愛もの・感動もの

- 1. イングリッシュペイシェント
- 2. タイタニック
- 3. ユー・ガットメール
- 4 メッセージ・イン・ア・ボトル
- 5. ノッティングヒルの恋人
- 6 ライフ・イズ・ビューティフル
- 7 聖なる嘘つき

# 第5 その他

- 1 もののけ姫
- 2. 黒い家
- 3 39〔刑法第三十九条〕
- 4. 新・三国志 (スーパー歌舞伎)
- 5 レ・ミゼラブル (ミュージカル)

### 6. 李香蘭

### 第14章 都市問題検討の視点

- 1. 都市問題と政治(政策)・経済
  - →日本の民主主義や政治経済の動向のチェックが不可欠
- 2. 「都市づくりは百年の大計」の発想
- 3. 日本の都市法体系の不十分性の確認
- (1) 日本の都市法体系は複雑かつ難解

都市法体系、まちづくり法体系の根本的見直し必要

- →都市法の体系化・シンプル化(法律の統廃合)
- →戦後55年の膨大な都市法のチェックと整理
- ――「まちづくり法実務体系」(H8年5月)の試み―――資料⑨
- (2) 法律以外の要綱・通達の占めるウェイト大(国民には理解不能)
- (3) マンションの建替え、都市の更新(再開発)などのテーマに立法 措置が後追い(日本的風土)
  - →都市再開発は、「可能なところ」で可、「必要なところ」では不可
  - →法の不備を反省し、その再編に取り組む必要あり。
- 4 日本の民主主義の根幹を見つめ直す必要性
- (1) 戦後54年の日本の法体系の総括が不可欠
- (2) 政治改革は?(小選挙区制になっただけ?)
- (3) 行政改革は? (看板のつけかえだけ?)
- (4) 地方分権は?(本当に分権はできるのか?)
- (5) 司法改革は?
  - 1999年7月 司法制度改革審議会設置
- (6) 金融再生は?
- (7) 教育は?(少年非行は?)防衛は?(憲法9条は?)
  - ⇒「2020年からの警鐘」(日経新聞社)で指摘する諸問題 (日本の若者、未来に無関心)
  - ⇒援助交際大国の日本の行方は?
- 例1〕97.1.7 ・朝日新聞 ・社説(「自己愛」社会の索漠) 猿岩石日記→利己主義、物質主義、拝金主義、理念と夢の喪失と いった、「自己愛」社会ともいうべき、日本全体の今の問題状況の 投影
- 例2〕97.1.10 ・日経新聞(小学5年生「君たちは幸せですか」)
  - ・○×式設問では日本の中学生は全体で上位3位
  - ・しかし、考えを書く設問に対する日本の子供の正答率は41カ国・地域のうち37位
  - ・「とても幸せ」「仕事で成功する」「よい親になる」と答えた割合は 日本は6カ国で最下位

⇒小学5年生の教育水準

- 5 見つめ直しの視点
- (1) 規制緩和、地方分権など言葉が一人歩き。内実の議論不十分

- (2) 土地所有権(論)。まちづくりとは?土地利用とは?都市計画とは? 規制とは? e t c. の本質論の議論不十分
  - ――その都度、つけ焼き刃的に対処
- (3) 住宅金融債権管理機構(1997年7月)中坊公平弁護士のスタンス
  - ・不良債権回収のため、あらゆる法的手段を駆使(借り得は許さない)
  - ・スピード・効率・現場主義←→旧日本型システムと正反対
  - →中坊公平総理大臣待望論(?)
- 6. 司馬遼太郎の遺訓-----

\_答料面

- (1) 『土地と日本人』(中公文庫)(対談)
- 「土地は国民の共有物だという大思想が日本に生まれる必要性」 (2) 風塵抄『日本に明日をつくるために』産経新聞平成8年2月12日

(逝去当日)

「住専の問題がおこっている。日本国にもはや明日がないようなこの 事態に、せめて公的資金でそれを始末するのは当然なことである」 「その始末の痛みを通じて、土地を無用にさわることがいかに悪であっ たかを一略一国民の一人一人が感じねばならない。でなければ、 日本国に明日はない」

- (3) 産経新聞「今、読みかえす坂の上の雲」連載(2000年)
  - 是非読んでほしい

#### 第15章まとめ

- 1. なぜ弁護士として都市問題・土地問題に関与するか
  - ① 日本の政治・経済を見る大きなバロメーター
  - ② 日本の民主主義を考える大きなバロメーター
  - ③ 日本のあらゆる法体系を考えるよき教科書
  - ④ 理念と現実とのバランスを考えるよきテーマ
  - ⑤ 「法的専門家かつ実践者」たる弁護士のテーマとして最適
- 2 今後の課題
  - ① 戦後54年の今日、日本の政治、行政、司法をはじめ、経済、教育 、防衛、文化、倫理などすべての分野で閉塞状態。制度の改革と 価値観の転換が必要。問題の先送り体質をいかに改善するか
    - →政治的、経済的な国際的地位の後退の中、日本を今の若者がどう 舵取りするかが問われている。
  - ② 震災復興まちづくりは、①行政対住民の対立、②まち協の運営、 ③専門家の支援、④国家による経済的・法的支援などを軸に試行 錯誤中
    - →その評価を本音で議論する必要あり。
  - ③ 弁護士として法体系や法的諸制度の不備を痛感。
    - →まちづくり法全体の統廃合が必要だが、気の遠くなるような作業
  - ④ 2000年、2001年からスタートする地方分権 行政改革 金融ビッグバン 介護保険などを本当に定着させることができるか

	苯	著書	出版	
No	著			出版社
Щ	者	名	年	
	坂和章		2000	
1	平	実況中継 まちづくりの法と政策	年	日本評論社
Ш	+		(H12)	
H			1996	
2	坂和章平(共	まちづくり法実務体		新日本法規
-	著	系		初日本仏然
Щ			(H8)	
Ш	坂和章	都市づくり・弁護士奮闘	1990	
3		E2	年	都市文化社
Ш	l'		(H2)	
П			1987	
4		岐路に立つ都市再開	年	都市文化社
Ш	著	発	(S 6 2)	
H			1995	
6	坂和章平(共	震災復興まちづくりへの模		郵本サル社
°	著	索		都市文化社
$\square$			(H7)	
	五十嵐敬	都市	1987	
7		法	年	ぎょうせい
Ш		/A	(S 6 2)	
H	五十嵐敬		1993	
8	喜 小川明	都市計画 -利権の構図を超え		岩波新書
ľ	雄	て	(H5)	0.000
H	logE.		•	
9	五十嵐・小	議会 - 官僚支配を超え	1995	
	Ш	τ		岩波新書
Ш			(H7)	
П	五十嵐・小	<b>キロ版 行政改革 ロナ型のはな</b> 赤	1999	
110		市民版 行政改革 -日本型システムを変	年	岩波新書
Ш	Ш	える	(H11)	
H			1996	
11		美の条例 - いきづく町をつく	年	学芸出版社
[**	供	<u>ব</u>	(H8)	J ZILL/IXTI
H		78/078-/114-45-4-1		
	大野輝	現代アメリカ都市計	1997	
12	Ż	土地利用規制の		学芸出版社
		静かな革命	(H9)	
	<b>#</b> 7	车 地方自治	1999	
13	兼子	新 地方目治	年	岩波新書
	仁	法	(H11)	
H	$\vdash$		1997	
14	小林重敬(共	岩波講座〈現代の法9〉 都市と	年	岩波書店
14	著	法		右拟官泊
$\sqsubseteq$			(H9)	
	小林重敬(絙	協議型まちづく	1994	
15	著	b	年	学芸出版社
		_	(H6)	
Ħ		ARRIVE DE PROPERTIES	1993	<b>-</b>
16		解説と活用法の改正都市計画	年	自治体研究
	雄	法	(H5)	社
Ш			()	